

枚方市議会業務継続計画（BCP）

令和2年（2020年）3月 策定

令和4年（2022年）3月 改定

【 目 次 】

1. 本計画の目的	1
2. 本計画の発動要件	1
3. 枚方市議会災害対策連絡会議	2
4. 災害発生時の行動	2
5. 災害発生時の連絡体制、環境整備等	6
6. 新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応	7
7. 感染症発生時の行動基準	8
8. 感染症拡大防止にかかる環境整備等	8
9. 留意事項	9
10. 本計画の見直し	9
別紙 1 災害発生時の行動基準表	10
別紙 2 感染症発生時の行動基準表	11

1. 本計画の目的

枚方市議会（以下「市議会」という。）では、平成25年3月に災害発生時の対応方針を定め、続いて、この方針に基づく災害発生時対応要領を制定し、同年4月から運用を開始した。それ以来、災害対策訓練や議員研修会を重ねながら、平成27年2月には同要領を改正し（同年3月施行）、現在に至るまで運用を継続している。

こうした中、平成30年6月定例月議会中の6月18日（休会日）に大阪北部地震が発生。枚方市の観測史上初となる震度6弱を記録し、市内の建築物に大きな被害をもたらすなどしたため、当日予定されていた建設環境常任委員会の延期や一般質問の中止、議会期間の変更等を余儀なくされた。

その後、復旧、復興に向けた補正予算を審議するための7月緊急議会を速やかに開催するなど、通年議会の利点を生かしながら、各派代表者会議や議会運営委員会での協議に基づき、適切な対応を行ったところではあるが、こうした大規模災害等の発生時において、より一層迅速に適切な対応をとるためには、あらかじめ業務継続計画、いわゆるBCP（Business Continuity Plan）を策定しておくことが有用である。令和元年度に設置された議会改革懇話会においても、議長の諮問事項である「議会における災害対応のあり方について」の協議の中で、BCPの必要性が認められた。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、住民の生命及び健康を守る対策を徹底することの重要性が深く認識され、行政のみならず議会においても感染症対策への取り組みを停滞なく進めることが求められている。

そこで、このたび、従来の初動期における議員との連絡体制を中心とした災害発生時対応要領に、議会活動の継続性の視点を加えて再構成し、枚方市議会業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

すなわち、本計画の目的は、大規模災害等の発生時においても二元代表制の一翼を担う市議会としての機能を適切に発揮するとともに、市長を初めとした執行機関に協力し、災害対応等に専念できる環境を整えることにある。これは、危機管理体制の整備について定めた枚方市議会基本条例第33条の趣旨に沿うものである。

2. 本計画の発動要件

- (1) 枚方市災害対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合において、議長が必要と認めるとき。

- (2) 前号の規定は、新型インフルエンザ等の感染症、大規模火災、大規模事故、大規模テロ等が発生した場合において準用する。

3. 枚方市議会災害対策連絡会議

(1) 設置

対策本部が設置された場合において、議長が必要と認めるときは、枚方市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(2) 構成

議長、副議長、会派代表者をもって構成する。

(3) 任務

- ① 議員の安否確認を行う。
- ② 対策本部から情報を収集し、議員に提供する。
- ③ 議員から災害情報を収集し、整理の上、対策本部に提供する。
- ④ その他議長が必要と認める事項を行う。

(4) 議員の対応

- ① 自らの安否、居所等を連絡会議に報告し、連絡体制を確立する。
- ② 連絡会議から情報の提供を受ける。
- ③ 地域の被災状況等について、必要に応じて連絡会議に報告する。
- ④ 地域において被災者に対する相談、助言等を行う。

(5) 市議会事務局（以下「事務局」という。）の対応

- ① 事務局長は、対策本部の会議等で得た情報を連絡会議へ提供する。
- ② 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

※ 上記(1)～(5)の事項等については、別途「枚方市議会における災害時対応要領」に規定している。〔資料参照〕

4. 災害発生時の行動（別紙1「災害発生時の行動基準表」参照）

本計画が発動した場合において、市議会、議員、事務局は、初動期、応急期、復旧及び復興期にそれぞれ次のとおり行動することを基本とする。

(1) 初動期（発災直後からおおむね3日目まで）

- ① 市議会の行動

ア. 会議の休憩等（本会議、委員会等を開催中の場合）

- ㊦ 議長又は委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴者の安全を確保する。
- ㊧ 議長又は委員長は、必要に応じて議員を待機させる。
- ㊨ 議長又は委員長は、災害の状況により、その日の会議を閉じる。
- ㊩ 議長又は委員長は、災害の状況を把握するため、必要に応じて担当部長等に報告を求める。
- ㊪ 委員長は、議長に委員会の被災状況を報告する。

イ. 委員会視察等の中止

- ㊦ 委員会視察を行っている場合は、速やかに中止し、帰庁する。（市内視察にあつては帰庁する。）
- ㊧ 正副議長が公務で出張している場合も、委員会視察と同様の対応を行う。

ウ. 連絡会議の設置

- ㊦ 議長は、必要に応じて連絡会議を設置する。（議長等が不在の場合は、別途要領に従い、代理者が設置する。）
- ㊧ 連絡会議の設置については、全議員及び対策本部に周知し、被災状況等を勘案しながら構成員を招集する。

エ. 連絡会議の運営

- ㊦ 議員の安否確認を行う。
- ㊧ 対策本部から情報を収集し、議員に提供する。
- ㊨ 議員から災害情報を収集し、整理の上、対策本部に提供する。

② 議員の行動

ア. 安全確保

速やかに自ら及び家族など身近にいる人の安全を確保する。

イ. 視察等の中止

視察、研修等を行っている場合は、速やかに中止し、帰庁する。（市内視察にあつては帰庁する。）

ウ. 連絡会議への参集

連絡会議の構成員は、議長の招集に応じて速やかに参集する。

エ. 安否、居所等の報告

自らの安否、居所等を連絡会議に報告し、連絡体制を確立する。

オ. 待機、退庁（本会議等を開催中の場合又は登庁している場合）

- ㊦ 地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで待機する。
- ㊧ 二次災害に注意しながら退庁する。

カ. 被災状況等の把握、連絡会議への報告

地域の被災状況等を把握し、必要に応じて連絡会議に報告する。

キ. 被災者に対する支援

地域において被災者に対する相談、助言等を行う。

③ 事務局の行動

ア. 会議の出席者及び傍聴者の避難誘導等（本会議等を開催中の場合）

会議の出席者及び傍聴者の避難誘導を行う。被災者がいる場合は、救出活動等を行う。

イ. 来庁者の避難誘導等（本会議等を開催していないが勤務中の場合）

来庁者の避難誘導を行う。被災者がいる場合は、救出活動等を行う。

ウ. 事務局への参集（勤務中以外の場合）

緊急連絡網により安否確認、情報伝達を行い、事務局へ参集する。

エ. 被災状況の確認、執務場所の確保

㊦ 議会関係施設及び事務局の被災状況を確認する。特に議場及び委員会室の放送設備、事務局内の電話、パソコン等が正常に作動するか確認する。

㊧ 執務場所を確保する。

オ. 連絡会議の運営補助

- ㊦ 連絡会議の業務に従事する。
- ㊧ 対策本部等から災害情報を収集する。

(2) 応急期（おおむね4日目から7日目まで）

① 市議会の行動

ア. 連絡会議の運営（初動期から継続）

- ㊦ 対策本部から情報を収集し、議員に提供する。
- ㊧ 議員から災害情報を収集し、整理の上、対策本部に提供する。

イ. 今後の取り組み等についての検討

㊦ 今後の取り組みや日程について検討を始める。（会派代表者による意見交換会の開催等）

① 執行機関の活動状況に配慮した上で、必要に応じて、被災状況、今後の対応等について報告を求める。（正副議長ヒアリング等）

② 議員の行動

ア．被災状況等の把握、連絡会議への報告（初動期から継続）
地域の被災状況等を把握し、必要に応じて連絡会議に報告する。

イ．被災者に対する支援（初動期から継続）
地域において被災者に対する相談、助言等を行う。

③ 事務局の行動

ア．連絡会議の運営補助（初動期から継続）

㊦ 連絡会議の業務に従事する。

㊧ 対策本部等から災害情報を収集する。

イ．本会議等の開催場所の確保
被災状況に応じて、本会議等の開催場所を確保する。

(3) 復旧及び復興期（おおむね8日目以降）

① 市議会の行動

ア．連絡会議の運営（初動期から継続）

㊦ 対策本部から情報を収集し、議員に提供する。

㊧ 議員から災害情報を収集し、整理の上、対策本部に提供する。

イ．緊急議会の開催等についての検討

㊦ 災害対策の実行、必要経費の支出等のために必要があれば、緊急議会の開催等について検討する。（緊急議会を開催するに当たっては、各派代表者会議、議会運営委員会等で協議する。）

㊧ 執行機関の活動状況に配慮した上で、必要に応じて、被災状況、今後の対応等について報告を求める。（全員協議会等）

ウ．関係機関に対する要望活動

迅速な復旧、復興に向け、国、府その他の関係機関に対して要望活動を行う。

エ．執行機関に対する提言等

迅速な復旧、復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえながら、必要に応じて、執行機関に対して提言、要望等を行う。

② 議員の行動

- ア. 被災状況等の把握、連絡会議への報告（初動期から継続）
地域の被災状況等を把握し、必要に応じて連絡会議に報告する。
- イ. 被災者に対する支援（初動期から継続）
地域において被災者に対する相談、助言等を行う。
- ウ. 緊急議会等への参集
各派代表者会議、議会運営委員会、緊急議会等の会議に参集する。

③ 事務局の行動

- ア. 連絡会議の運営補助（初動期から継続）
 - ㊦ 連絡会議の業務に従事する。
 - ㊧ 対策本部等から災害情報を収集する。
- イ. 緊急議会等の運営補助
各派代表者会議、議会運営委員会、緊急議会等の会議の業務に従事する。

5. 災害発生時の連絡体制、環境整備等

(1) 連絡会議に対する議員の安否等の報告方法

議員が自らの安否、居所等を連絡会議（事務局）に報告する際は、電子メールを原則とするが、固定電話、FAX等の活用も可とする。

ただし、大規模災害等の発生時においては、通信回線の途絶、規制等により情報伝達手段が著しく制限されることが予想されるため、「災害伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言版（web171）」の操作ガイド（携帯用）を全議員に配付し、積極的に活用を図るものとする。

(2) 防災用品の整備等

議場、事務局等がある市役所本館は、耐震補強がなされているとはいえ、昭和35年に建設されたもので、老朽化が進んでいる。大阪北部地震の際も被害が生じており、本会議開催中に地震が発生した場合には非構造部材が落下するおそれもあるため、議員席、理事者席、傍聴席等に折り畳み式のヘルメットを常備するなど、一定の対策が必要である。

また、本会議開催中に地震が発生した場合には、一定期間、全議員が市役所内に待機せざるを得ないことも考えられるため、事務局内に飲料水等を備蓄しておくことも必要である。

さらに、議員は、被災状況の把握や被災者に対する支援のため、地域で活動することから、その際に着用する安全帽（ヘルメット）、帽子、「枚方市議会」と明記した作業服等を全議員に配備する。

(3) 議場等の代替施設の検討

前述のとおり議場等の老朽化が進み、地震の発生等により本会議の開催等が困難になることが想定されるため、市役所周辺の公共施設を中心に、議場等の代替となる施設についての検討を進める。

(4) 災害対策訓練の実施等

本計画の発動を前提とした災害対策訓練を定期的実施する。特に本会議中に地震が発生した場合に備え、あらかじめ次第書を作成し、対応訓練を実施するなど、対応行動の十分な習得を図る。また、災害対応に関する意識の醸成を図るため、必要に応じて議員研修会等を開催する。

6. 新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

感染症の発生、まん延により生命及び健康に重篤な影響を与える恐れがある非常時における対応は、次のとおりとする。

(1) 感染予防対策

議員は、次の感染予防対策に努めるものとする。

- ① 手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底
- ② マスクの着用
- ③ 「3密」（密閉、密集、密接）の回避
- ④ 身体的距離の確保
- ⑤ 定期的な体温測定と健康管理
- ⑥ そのほか、現に発生している感染症に対応した感染予防対策を適宜講じる。

(2) 発熱等の症状がある場合

議員は、発熱等の症状がある場合は、外出を控え、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診するものとする。

(3) 濃厚接触者と認定された場合

議員が濃厚接触者と認定された場合は、次のとおり対応する。

- ① 議員は保健所の指示に従い行動すること。
- ② 議員は速やかに事務局長に連絡すること。
- ③ 事務局長は、速やかに議長に報告すること。

(4) 感染者と認定された場合

議員が感染者と認定された場合は、次のとおり対応する。

- ① 議員は保健所の指示に従い行動すること。
- ② 議員は速やかに事務局長に連絡すること。
- ③ 事務局長は、速やかに議長及び対策本部に報告すること。
- ④ 事務局長は、必要かつ可能な範囲で次のことを行うものとする。

ア．過去14日以内の当該者の行動履歴及び経過等を聞き取りし、その結果を議長及び対策本部に報告する。

イ．議場、委員会室、会派控室、議会フロア各室及び共用部分の消毒を行う。

(5) 議員の感染確認後における対応

- ① 議長は、議員の感染が確認された場合は、必要に応じて連絡会議を開催し、情報の共有を図るとともに、必要事項について協議、決定する。
- ② 議長は、本会議の審議日程の確定後、当該審議日程にある議会期間の終了までにおいて議員の感染が確認され、審議日程の変更等について検討を要すると認めるときは、速やかに議会運営委員会に諮問する。

(6) 事務局職員の対応

事務局職員についても議員と同様の対応、行動を基本とする。

(7) 議員が感染者として認定された場合の公表

議員が感染者と認定された場合は、以下の情報を公表する。

- ① 人数
- ② 感染が確認された日
- ③ 対応状況等

7. 感染症発生時の行動基準

感染症対策は発生から感染拡大の時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化し、それぞれの発生段階（「府内未発生期」、「府内発生早期」、「府内感染期」、「小康期」）に応じた対応等が必要になることから、行動基準を定めるものとする。（別紙2「感染症発生時の行動基準表」参照）

8. 感染症拡大防止にかかる環境整備等

- (1) 議員、理事者（市職員）及び傍聴者のマスクの着用
- (2) 消毒液による手指消毒（議場、委員会室及び事務局出入口に消毒液を設

置)

- (3) 換気の実施（議場、委員会室等の窓、扉の一部開放、会議中の換気休憩）
- (4) 議場等の演壇、発言席及び傍聴席への飛沫防止アクリル板等の設置
- (5) 本会議、委員会における「3密」（密閉、密集、密接）の回避
- (6) 傍聴者間の間隔を空けるための傍聴席の減数、別室でのモニター視聴

9. 留意事項

- (1) 全ての行動は、人命第一を基本とする。
- (2) 災害の発生状況によっては本計画に基づいて行動できないことも十分に想定されるが、本計画を基本とした上で、できる限り対応する。
- (3) 議員は、執行機関が災害対応に専念できるよう、連絡会議が設置されている間において、緊急の場合を除き、対策本部等へ直接連絡することは差し控える。
- (4) 議員は、災害時の連絡会議への参集時や地域活動時においては、原則として安全帽（ヘルメット）又は帽子、「枚方市議会」と明記された作業服等を着用し、各自の判断により、懐中電灯、携帯ラジオ、個人用の飲料水等を携行する。また、感染症の発生、まん延時の活動については、マスクの着用と定期的な体温測定を行う。
- (5) 議長は、可能な限り迅速に災害からの復旧、復興を実現するため、市長との連携を密にするとともに、必要に応じて執行機関と協力しながら、最も効果的な方策をとるよう努める。

10. 本計画の見直し

- (1) 本計画をより実効性のあるものとするため、災害対策に関する法令改正、災害対策訓練の結果等を反映し、適宜、本計画の見直しを図る。
- (2) 本計画の見直し内容については、原則として各派代表者会議で協議する。ただし、必要に応じて別の会議体で協議することを妨げない。

別紙 1 災害発生時の行動基準表

(1) 初動期（発災直後からおおむね3日目まで）

市 議 会	議 員	事 務 局
<ul style="list-style-type: none"> ○会議の休憩等（会議時） ○委員会視察等の中止 ○連絡会議の設置 ○連絡会議の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・対策本部からの情報収集、議員への情報提供 ・議員からの情報収集、対策本部への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保 ○視察等の中止 ○連絡会議への参集 ○安否、居所等の報告 ○待機、退庁（会議時・登庁時） ○被災状況等の把握、連絡会議への報告 ○被災者に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○会議の出席者、傍聴者の避難誘導等（会議時） ○来庁者の避難誘導等（会議時以外の勤務時） ○事務局への参集（勤務時以外） ○被災状況の確認、執務場所の確保 ○連絡会議の運営補助

(2) 応急期（おおむね4日目から7日目まで）

市 議 会	議 員	事 務 局
<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の運営（初動期～） <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部からの情報収集、議員への情報提供 ・議員からの情報収集、対策本部への情報提供 ○今後の取り組み等についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況等の把握、連絡会議への報告（初動期～） ○被災者に対する支援（初動期～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の運営補助（初動期～） ○本会議等の開催場所の確保

(3) 復旧及び復興期（おおむね8日目以降）

市 議 会	議 員	事 務 局
<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の運営（初動期～） <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部からの情報収集、議員への情報提供 ・議員からの情報収集、対策本部への情報提供 ○緊急議会の開催等についての検討 ○関係機関に対する要望活動 ○執行機関に対する提言等 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災状況等の把握、連絡会議への報告（初動期～） ○被災者に対する支援（初動期～） ○緊急議会等への参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の運営補助（初動期～） ○緊急議会等の運営補助

別紙 2 感染症発生時の行動基準表

(1) 発生段階の定義

発生段階	状 態	市対策行動計画の 発生段階別目的
府内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。 府内発生に備えて体制の整備を行う。
府内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 	<ul style="list-style-type: none"> 府内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
府内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 市民生活への影響を最小限に抑える。
小 康 期	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の回復を図り、次の流行に備える。

(2) 発生段階に対応した行動基準

発生段階	議会及び議員の行動基準
府内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 自身の健康状態の把握を行う。 感染症の症状がある場合は外出を控える。 外出時はマスクの着用、手洗い等感染予防対策の徹底を図る。 当面の議会活動の内容の検討を行う。 府外への視察等の自粛を検討する。 府外からの視察受入れの自粛要請を検討する。
府内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 前段階時の行動基準を継続する。 府内の視察等の自粛を検討する。 他市からの視察受入れの自粛要請を検討する。

府内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・前段階時の行動基準を継続する。 ・不要不急の外出を自粛する。 ・他市からの視察受入れの自粛を要請する。
小 康 期	<ul style="list-style-type: none"> ・「府内発生早期」時の行動基準を継続する。 ・感染者の発生状況や国・府・市の動向等を見極め、行動基準の緩和を検討する。

なお、各発生段階における行動基準について、国・大阪府の感染防止対策等に関する基本的な方針や市の地域実情に寄り難い時は状況に応じた対応とする。